

■議案第79号 四万十町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例について

【要旨】

高岡郡窪川町、幡多郡大正町及び同郡十和村の廃置分合に伴う地域審議会の設置期間が平成 27 年度末をもって満了することに伴い、四万十町総合振興計画審議会条例第3条第2項第3号に規定する「窪川・大正・十和地区地域審議会の委員」の構成を再編するとともに、定数についても、過去の選任状況等から見直しを行うものです。

【主な改正内容】

(1) 委員の定数を「26 人以内」から「20 人以内」に改める。

これまで、委員の総数を 26 名以内と定めて選任してきたが、実際に選任されてきた委員の人数は、結果的には 16 名から 19 名の範囲に収まっており、これらの人数で審議会としての機能も十分に果たされていることから、委員の総数を 20 名以内に改めるもの。

(2) 委員の選任区分ごとに定数を定める方式を委員の総数の上限を定める方式に改める。

(3) 委員の選任区分に「町長が必要と認める者」を加える。

【新旧対照表】

改正後	改正前
(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>20</u> 人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。 (1) 町教育委員会の委員 (2) 町農業委員会の委員 (3) 町内の公共的団体等の役員及び職員 (4) 学識経験者 (5) 公募による者 (6) 前各号のほか、町長が必要と認める者	(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>26</u> 人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。 (1) 町教育委員会の委員 <u>1</u> 人 (2) 町農業委員会の委員 <u>1</u> 人 (3) <u>窪川・大正・十和地区地域審議会の委員 6 人以内</u> (4) <u>町の区域内の公共的団体の役員及び職員 6 人以内</u> (5) 学識経験者 <u>4 人以内</u> (6) 公募により選任された者 <u>8 人以内</u>